

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ **拡 充** ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	5	府 省 庁 名 内閣府地方創生推進室
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充	
要望内容 (概要)	<p>【制度の概要】 地域再生法に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、</p> <p>(1) 特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度 (2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度</p> <p>(1) オフィス減税 取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対し、 ・ 移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除 ・ 拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除 ※ただし、税額控除は平成29年度において、移転型事業の場合4%、拡充型事業の場合2% ※取得価額が2,000万円以上（中小企業者の場合1,000万円以上）であることが要件</p> <p>(2) 雇用促進税制 ①地方事業所基準雇用者数に係る措置 特定業務施設における当期増加雇用者（※） 1人当たり ・ 法人全体の基準雇用者数10%以上の場合 50万円の税額控除 ・ 法人全体の基準雇用者数10%未満の場合 20万円の税額控除 ※ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限</p> <p>②地方事業所特別基準雇用者数に係る措置（移転型事業の認定を受けた法人等のみ） 特定業務施設における当期増加雇用者数 1人当たり 30万円の税額控除 ②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了</p> <p>【要望の内容】 (1) オフィス減税の拡充 平成29年度設備投資減税の減税率について、移転型事業の場合7%、拡充型事業の場合4%とする（平成27年度、28年度と同水準とする）。</p> <p>(2) 雇用促進税制の拡充 質の高い雇用に対する優遇の拡充、U I Jターンの促進等に資する雇用促進税制の特例の拡充を行う。</p> <p>(3) 支援対象外地域の見直し 東京一極集中の是正を図るため、支援対象外地域の見直しを検討する。</p>	
関係条文	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第十条の四、第十条の五、第四十二条の十一の二、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] ▲1,500 (—) [改正増減収額] (単位：百万円)	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国では、これまで出生率の高い地方が低い東京圏等の大都市圏を補い、人口の減少幅を押さえる構造となってきた。しかし、資本金 10 億円以上の企業の本社所在地の 6 割が東京圏へ集中し、地方から若年層が流出し続けた結果、地方の高齢化の加速により地方人口の再生産能力は低下し、地方経済の基盤がさらに弱体化するという悪循環現象が生じている。 この原因は、これまで公共投資や大企業の工場からの所得移転に依存してきた地方経済基盤が公共投資削減や海外展開の進展などの状況に対応できず、若年者を惹きつける良質な雇用の場を確保できていないことにあり、就業人口減少により、2030 年にはほとんどの地方の経済圏でマイナス成長の予測も行われる中、地域の良質な雇用の場を確保し、特に若年者の人口流出を止めるとともに、地域経済の生産性・付加価値の向上を図っていくことは喫緊の課題となっている。 このため、地方に魅力ある事業環境を整備し、特に東京に過度に集積している本社機能を有する事務所や研究所、研修所の移転等を促進することが必要であり、国と地方が一体となって思い切った措置を講じることが必要である。</p> <p>こうした中、現行の雇用促進税制は企業側の労働需要を増やす効果があるが、地域の現状は著しい人手不足であり、企業の地方拠点を拡充するためには、地域の労働供給力の強化が大きな課題である。 また、東京一極集中の是正を図るためには、大都市圏居住者の地方への移住促進を加速するとともに、特に大都市圏への流入が著しい新卒者や女性の活躍機会を地方において増加させることが必要である。 このため、地域における幅広い雇用可能性を確保し、企業の地方拠点の強化を促進すると の観点から、質の高い雇用に対する優遇の拡充、U I J ターンの促進等に資する雇用促進税制の拡充が必要である。</p> <p>また、本税制については、平成 27 年度に本税制を創設するとともに、今年度、本税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう施策の強化を行ったところである。 しかしながら、東京一極集中が加速化していること等を踏まえ、地方創生の実現に向けた施策等を強化し、KPI の達成を図るため、本税制の強化・見直しが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>5—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. 地域活性化の推進 ④ 地域再生計画の認定等
	政策の達成目標	・ 本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加 ・ 地方拠点における雇用者数を4万人増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成27年8月から平成30年3月まで）
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	・ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定件数 100件（平成28年7月末現在として報告を受けたもの） ・ 上記計画による増加雇用者見込み 5,008人
有効性	要望の措置の適用見込み	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定件数 1,500件 そのうち、 ○オフィス減税の適用見込み ・ 適用件数 900件 ・ 適用額 167,340百万円 ・ 減収額 430百万円 ○雇用促進税制の適用見込み ・ 適用件数 1,500件 ・ 減収額 1,070百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置を拡充することにより、地方における拠点強化を促進し、安定した良質な雇用機会の確保等により東京一極集中是正に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・ 特定建物等を取得等した法人等に対し地方公共団体が課すべき地方税（事業税、不動産取得税、固定資産税）を減額した場合における減収補填制度
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	いずれも地域再生法において定められた、地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例措置である。
	要望の措置の妥当性	3年目は税額控除率が下がることを予定していたが、法律制定及び都道府県における地域再生計画の策定に想定以上の期間が必要となったこと等から、来年度においても同水準での支援措置の延長を求めるものである。 また、企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効である。 東京一極集中が加速していることから、是正に向けた施策の強化が必要である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○オフィス減税 適用件数 3件 適用額 2,473百万円 減収額 12.2百万円</p> <p>○雇用促進税制 適用実績なし</p> <p>○適用件数や額が僅少である理由 本税制のうちオフィス減税は、整備計画の認定を受けた事業者が、新たに特定業務施設を建設・取得等して初めて受けられるものである。また、雇用促進税制は、整備した特定業務施設において事業年度中（雇用促進計画の計画期間中）に雇用が増加した場合に受けられるものであり、ハローワーク等に①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、さらにハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組みとなっている。</p> <p>以上のことから、本税制について、既に適用を受けた事例は現状極めて僅少となっている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成28年度税制改正において、以下のとおり目標設定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加 ・ 地方拠点における雇用者数を4万人増加
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○平成27年度税制改正 まち・ひと・しごと創生本部事務局からの要請により、地方における企業拠点の機能強化等のための措置として内閣府、経産省、厚労省の3省で創設を要望。本件を含む地域再生法の改正法が平成27年6月19日に成立、平成27年8月10日施行。</p> <p>○平成28年度税制改正 地方拠点強化税制により拡充される雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう所要の調整措置を講ずる旨を、内閣府で要望。</p>
<p>ページ</p>	<p>5—4</p>